世田谷区の給与・定員管理等について

1　総括

（1）　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（31年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）29年度の人件費率
30年度	人 908,907	千円 297,684,126	千円 7,668,115	千円 53,186,693	% 17.9	% 17.9

（2）　職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
30年度	人 5,073	千円 18,103,957	千円 6,437,660	千円 8,475,477	千円 33,017,094

（参考）一人当たり給与費B/A	（参考）特別区平均一人当たり給与費
千円 6,508.4	千円 6,830.0

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、30年4月1日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（3）　ラスパイレス指数の状況

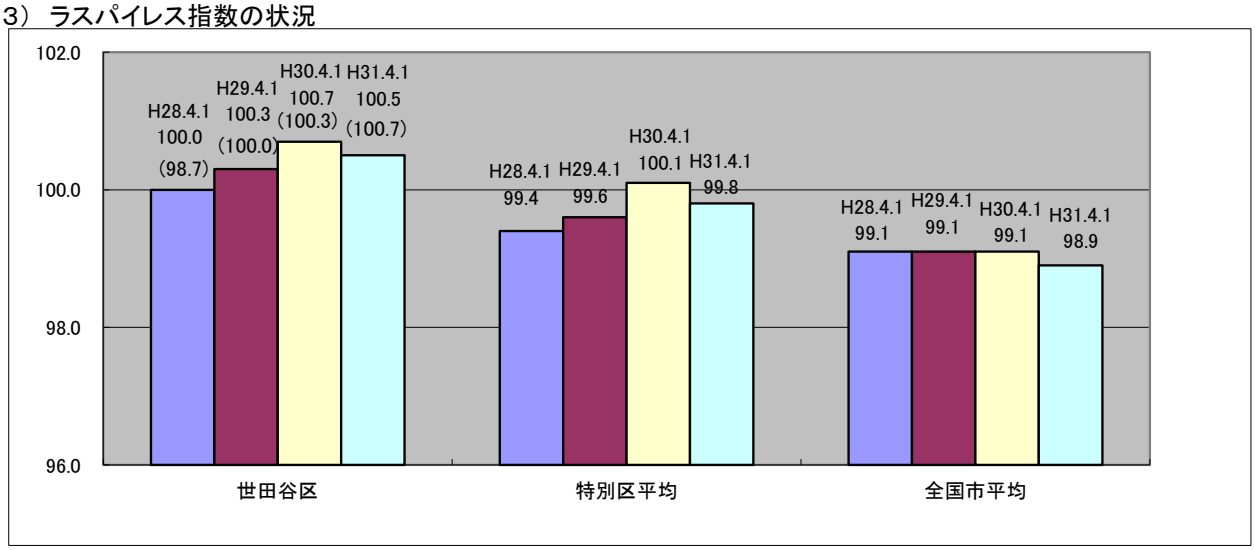

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
3　特別区平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体（特別区）のラスパイレス指数を平均したものである。

※　31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③　給与制度が特別区全体で統一的に運用されている中で、当区において経験年数20年から25年程度の高卒職員の平均給料月額が、昇給等の影響により増加したことが主な要因となっている。
今後も特別区人事委員会勧告を踏まえ、適正な給与水準を保っていく。

（4） 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A−B	勧告（改定率）		
31年度	円 383,189	円 385,424	−2,235円 〔 −0.58%〕	% −0.58	% −0.58	% 0.09

（注） 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数（30年度）
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A−B	勧告（改定月数）		
31年度	月 4.62	月 4.50	月 0.15	月 0.15	月 4.65	月 4.50

（注） 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

（5） 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施 未実施］

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）

特別区人事委員会勧告等を踏まえて、給料月額を地域手当の引上げ分と同率程度引下げ（行政職給料表(一)については、平均1．7%引下げ）。若年層については、Ⅰ類初任給までの号給等を据え置き。これらの号給付近等は引下げを緩和。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、世田谷区においても20%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%
世田谷区の支給割合	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

単身赴任手当については国や他団体との均衡を図って見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
世田谷区	40.5歳	305,569円	431,617円	383,897円
東京都	41.7歳	314,459円	448,732円	395,986円
国	43.4歳	329,433円	－	411,123円
特別区	40.8歳	304,486円	427,789円	382,618円

② 技能労務職

区分	公務員					民間（東京都平均）			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
世田谷区	51.6歳	603人	301,088円	409,473円	372,172円	－	－	－	－
うち清掃職員	50.9歳	284人	307,809円	447,443円	383,550円	廃棄物処理業	－	－	－
うち用務員	51.6歳	149人	291,123円	365,581円	355,880円	用務員	－	－	－
うち守衛	55.8歳	21人	294,748円	411,723円	376,530円	守衛	62.6歳	221,300円	1.86
うち自動車運転手	52.3歳	2人	323,600円	482,235円	393,720円	自家用乗用自動車運転者	60.2歳	267,900円	1.80
うちその他	52.3歳	147人	298,801円	379,291円	365,789円	－	－	－	－
東京都	49.9歳	1,380人	291,617円	393,246円	361,139円	－	－	－	－
国	50.9歳	2,431人	287,312円	－	329,380円	－	－	－	－
特別区平均	52.3歳	282人	299,782円	405,352円	369,979円	－	－	－	－

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
世田谷区	－	－	－
うち清掃職員	7,130,983円	4,102,900円	1.74
うち用務員	6,013,668円	2,883,400円	2.09
うち守衛	6,721,171円	2,824,000円	2.38
うち自動車運転手	7,630,505円	3,379,800円	2.26
うちその他	6,203,007円	－	－

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成28～30年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
世田谷区	37.0歳	316,749円	414,220円
東京都	40.2歳	337,408円	436,727円
特別区	36.9歳	317,758円	425,857円

（注） 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝超過勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2） 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区分		世田谷区	東京都	国	
一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	総合職	185,200円
				一般職	180,700円
	高校卒	147,100円	145,600円	148,600円	
技能労務職		139,400円	143,000円	146,000円	

（3） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,374円	366,332円	391,396円	399,702円
	高校卒	220,850円	335,528円	355,480円	361,820円
技能労務職		220,600円	264,500円	303,280円	308,440円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）　一般行政職の級別職員数の状況（３１年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６級	部長	44人	1.4%	370,300円	515,500円
５級	課長	128人	4.1%	285,000円	455,000円
４級	課長補佐	208人	6.7%	254,200円	429,200円
３級	係長	620人	20.1%	227,300円	407,300円
２級	主任	1,106人	35.8%	197,100円	358,400円
１級	係員	985人	31.9%	142,500円	324,800円

（注）１　世田谷区給与条例に基づく、フルタイム再任用職員を除く行政職給料表（一）の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

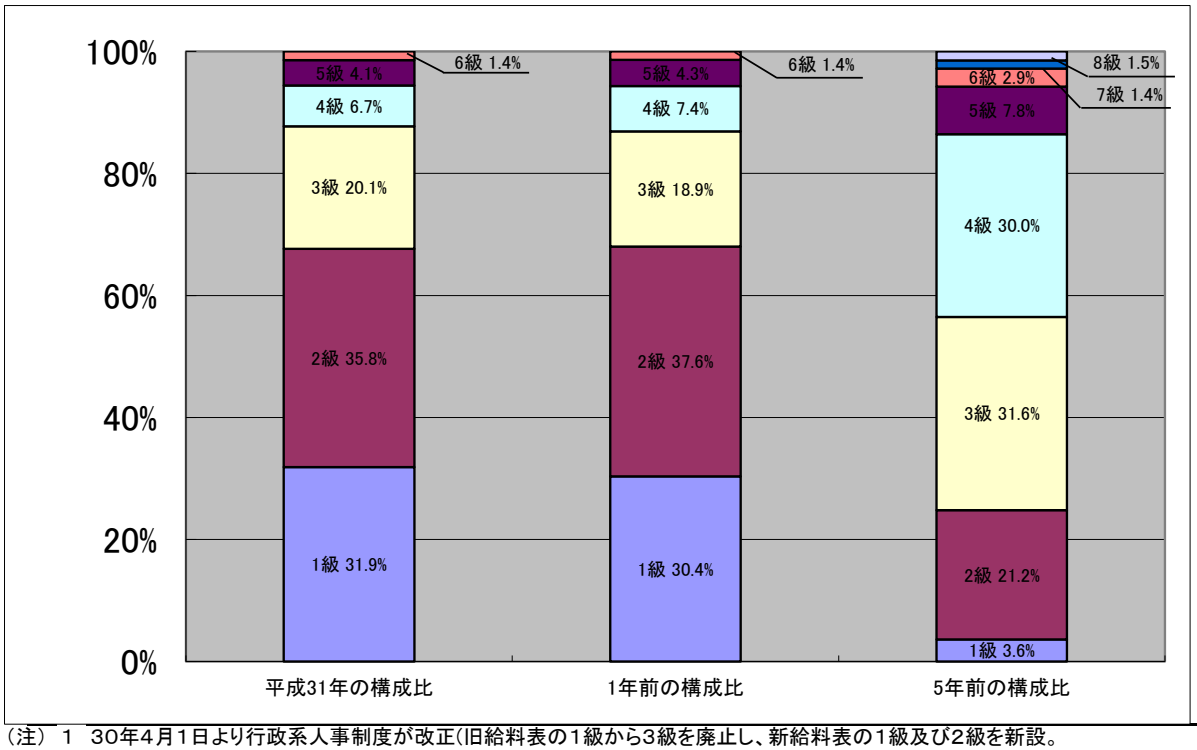

（注）１　３０年４月１日より行政系人事制度が改正(旧給料表の１級から3級を廃止し、新給料表の１級及び2級を新設。
　　旧給料表の６級及び7級を新給料表の５級に統合)され、これまでの８層制から６層制になりました。

（2） 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（31年4月1日現在）

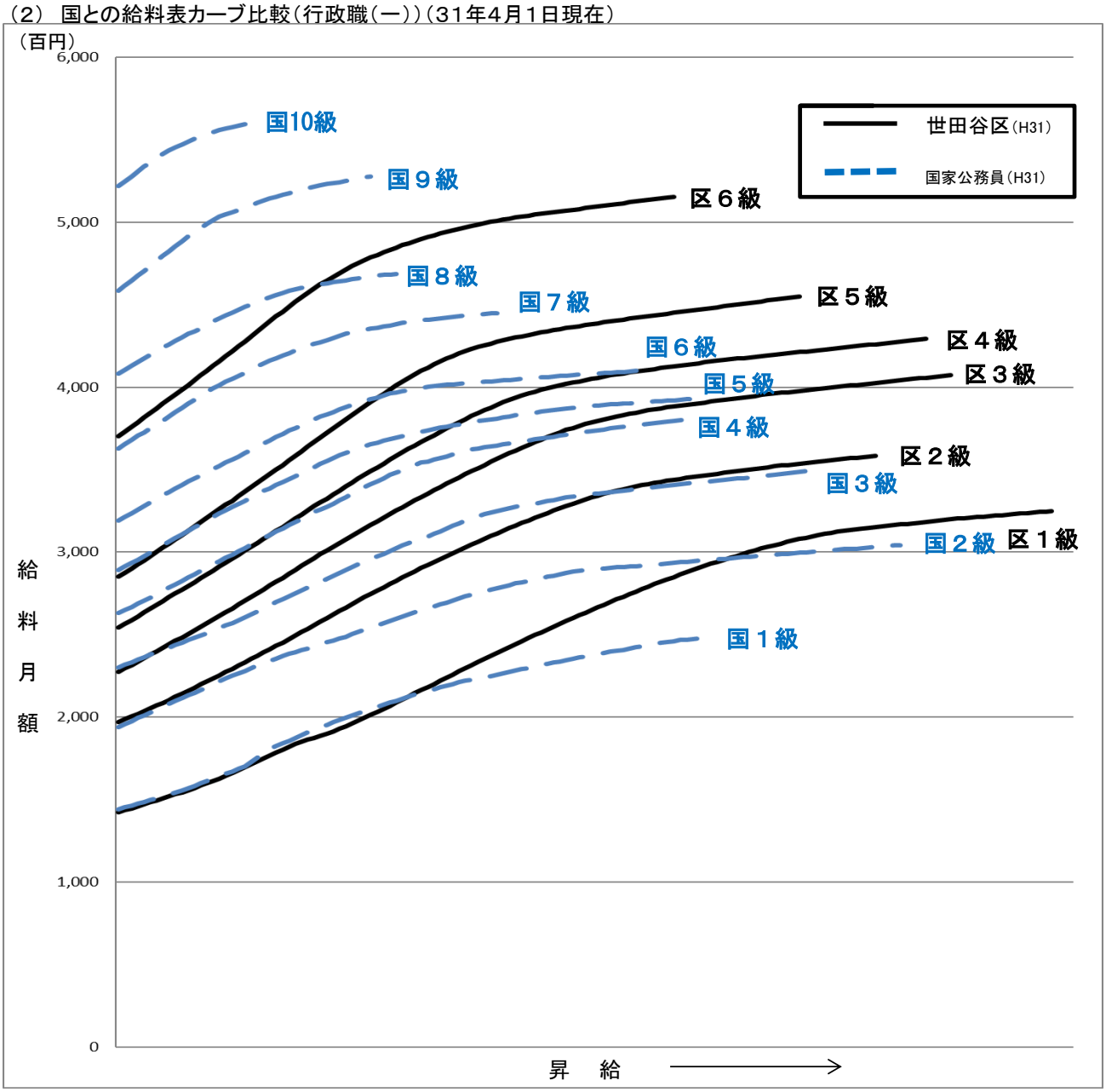

（3） 昇給への人事評価の活用状況（世田谷区）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施している	○	○	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

（1） 期末手当・勤勉手当

世田谷区	東京都	国
1人当たりの平均支給額 1,631千円	1人当たりの平均支給額 1,874千円	
（支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 2.60月分（1.45月分） 勤勉手当 1.90月分（0.90月分）	（支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 2.60月分（1.45月分） 勤勉手当 2.00月分（0.95月分）	（支給割合） ◆ 一般職員 期末手当 2.60月分（1.45月分） 勤勉手当 1.85月分（0.90月分）
◆ 管理職 期末手当 2.20月分（1.25月分） 勤勉手当 2.30月分（1.10月分）	◆ 管理職（課長級/部長級） 期末手当 2.20/2.00月分（1.25月分） 勤勉手当 2.40/2.60月分（1.15月分）	
（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算：5～20% ・管理職加算：15～20%	（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算：3～20% ・管理職加算：15～25%	（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算：5～20% ・管理職加算：10～25%

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（世田谷区）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（2） 退職手当（31年4月1日現在）

世田谷区			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
(退職時特別昇給		)			
1人当たり平均支給額	2,605千円	21,189千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

（3） 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			3,946,613千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			717,827円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
世田谷区	20%	5,498人	20%
山梨県富士河口湖町	0%	1人	－

（注）「支給率」は平成30年4月1日現在の支給割合である。

（4） 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	46,989千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	146,841円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	6.3%
手当の種類（手当数）	4種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	施設営繕第一課及び第二課、建築審査課に勤務する職員	小荷物専用昇降機の検査業務	0.0千円	1台につき180円
		乗用貨物用昇降機又はエスカレーターの検査業務	11.8千円	1台につき370円
	施設営繕第一課及び第二課、建築審査課、教育環境課に勤務する職員	建築物等の建設現場において、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所における工事の監督又は検査業務	8.1千円	日額280～370円
有害物質等取扱業務手当	保健所に勤務する職員	有害な物質もしくは薬品を使用し、又は使用することによって発生する毒物に堪えて、試験、研究、検査又は作業を行う業務	140.4千円	日額190円
		エックス線その他の放射線操作業務	46.3千円	日額520円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症の患者等に接触する業務	197.8千円	日額170～630円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	46,570.3千円	日額700円

（5） 超過勤務手当

支給実績（30年度決算）	1,316,629千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	276千円
支給実績（29年度決算）	1,226,416千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	256千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上超過勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（6） その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当 ①配偶者 6,000円 ②子 9,000円 （16～22歳の子に対する加算 4,000円） ③父母等 6,000円	異	支給額等	279,560千円	180,129円
住居手当	大都市における特殊事情や住宅事情等を考慮して、住居費の一部を補うために支給される手当（月額27,000円以上の家賃を支払っている者に限る。） 月額 8,300円～27,000円	異	支給額等	234,315千円	167,368円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給する手当 支給限度額 1ヶ月55,000円	異	支給額	620,323千円	123,817円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づいて支給される手当 職務により41,900円～142,400円	異	支給額	242,381千円	1,182,345円
初任給調整手当	科学技術等の専門的な知識を有する職員（医師等）の採用を容易にするため、民間における賃金との較差等を考慮して設けられた手当 月額 118,000円～268,500円	異	支給額	11,634千円	2,326,800円
宿日直手当	宿日直勤務に従事する職員に支給される手当 一回につき3,000円～11,100円	異	支給単価	9,393千円	47,925円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
寒冷地手当	寒冷地に所在する公署に勤務する職員に対して11月から翌年3月まで支給される手当 世帯等の状況により月額　7,360円～17,800円	同		89千円	89,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時、緊急の必要等により週休日・休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給される手当 職と勤務時間に応じ、勤務一回につき5,000円～18,000円	異	支給単価	839千円	19,068円
休日給・夜勤手当	休日給…休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に対して支給される手当 勤務1時間当たりの給与額×135 / 100 夜勤手当…正規の勤務時間における勤務として深夜(22:00～翌5:00)までの間に勤務することを命じられた職員に対して、その間に勤務した全時間について、割増給与として支給される手当 勤務1時間当たりの給与額×25 / 100	同		126,088千円	162,067円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活している職員に支給される手当 月額　30,000円～44,000円	異	支給額等	528千円	528,000円

5　特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高/最低額
給料	区長	1,077,700円	1,256,500円 / 974,800円
	副区長	864,800円	1,014,800円 / 828,600円
報酬	議長	932,300円	956,000円 / 861,200円
	副議長	789,300円	813,330円 / 756,100円
	委員長	667,400円	/
	副委員長	635,300円	/
	議員	618,200円	681,200円 / 589,000円
期末手当	区長 副区長	（30年度支給割合） 3.75月分	
	議長 副議長 委員長 副委員長 議員	（30年度支給割合） 3.75月分	
退職手当	区長 副区長	（算定方式） 給料月額×支給割合 ×勤続年数	（1期の手当額） 区長:　20,519,408円 副区長:　10,896,480円 （支給時期） 任期ごと
	備考	支給割合　区長:4.76月　副区長:3.15月	

（注）1　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６ 職員数の状況

（1） 部門別職員数の状況と主な増減理由　　（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 平成31年	職員数 平成30年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	25	25	0	―
		総務	957	933	24	本庁舎等整備事業執行体制強化対応、オリンピック・パラリンピック対応
		税務	149	150	−1	事務執行体制の見直し
		民生	2,114	2,033	81	児童相談所開設準備対応、子ども家庭支援センター体制強化対応、児童相談所設置市事務対応
		衛生	633	629	4	児童相談所設置市事務対応
		労働	0	0	0	―
		農林水産	11	11	0	―
		商工	38	33	5	プレミアム付商品券事業対応
		土木	665	656	9	農業公園、公園利活用業務対応
		計	4,592	4,470	122	＜参考＞人口1,000人あたり職員数　5.03人
	教育部門		591	603	−12	図書館業務の一部委託化
	小計		5,183	5,073	110	＜参考＞人口1,000人あたり職員数　5.68人
公営企業等会計部門	その他		163	162	1	後期高齢者医療保険体制強化対応
合計			5,346	5,235	111	＜参考＞人口1,000人あたり職員数　5.86人
条例定数			[4,925]	[4,925]		

（注）1　職員数は一般に属する職員数である。
　　2　[　]内は、条例定数の合計である。

（2） 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）

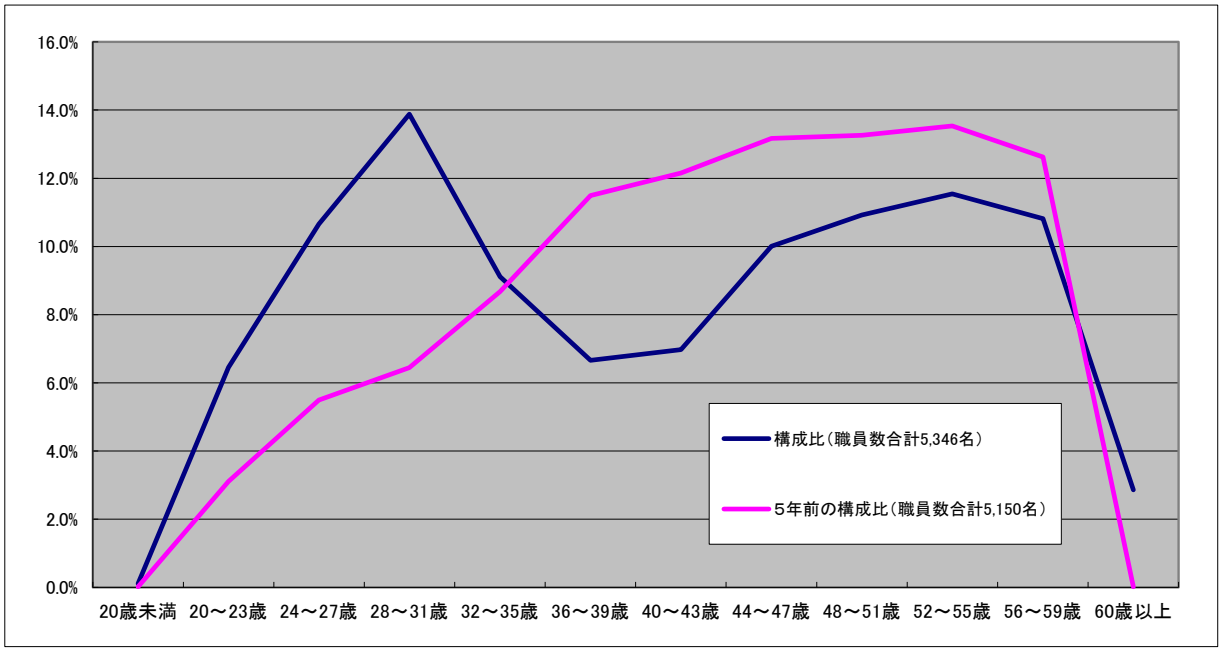

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	345人	570人	742人	487人	356人	373人	535人	584人	617人	578人	153人	5,346人

（3） 職員数の推移 （単位 ： 人 ・ %）

部門別＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	4,245	4,271	4,300	4,386	4,470	4,592	347 〔 8.2% 〕
教育	660	627	614	601	603	591	−69 〔 −10.5%〕
普通会計計	4,905	4,898	4,914	4,987	5,073	5,183	278 〔 5.7% 〕
公営企業等会計計	152	151	153	154	162	163	11 〔 7.2% 〕
総合計	5,057	5,049	5,067	5,141	5,235	5,346	289 〔 5.7% 〕